

令和5年春開始接種

問合先 新型コロナワクチン接種対策室（4西3 であえーる岩見沢4階） ☎ 35-7515

対象

初回接種（2回目まで）済みで、最終接種から3カ月以上経過した次に該当する方

- 65歳以上
- 基礎疾患がある5歳から64歳

※障がい者手帳を持っておらず、これまでの市の接種で基礎疾患申請をしていない方は、**接種券の発行申請が必要**です。

- 医療機関や高齢者施設、障がい者施設などの従事者
- ※市外に勤務しているなどで接種券を持っていない方はお問い合わせください。

接種券の発送

5月9日から順次発送しており、6月中旬頃までには対象の方全員に発送が完了する予定です。

岩見沢市に転入した方は

岩見沢市に転入した方が接種を希望する場合は、申請が必要です。申請書は転入手続きの際に配付しているほか、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、お問い合わせください。



ID: 8213

接種費用は無料です。接種場所は接種券に同封するチラシをご覧ください



！ 予約には接種券が必要です！

予約はインターネットかコールセンターで

岩見沢市ワクチン接種インターネット予約フォーム

24時間受け付け



岩見沢市ワクチン接種コールセンター

0120-770-048

(フリーダイヤル)

受付時間 午前8時～午後8時
土・日曜日、祝日も受け付け

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しました

移行後の基本的な感染対策は個人や事業者の判断が基本となります。発熱などの症状があるときはかかりつけ医または健康相談センターに相談し、医療機関を受診する際は事前に電話連絡をしてください。

健康相談センター

☎ 0120-501-507（24時間受け付け）

問合先 岩見沢保健センター（4西3 であえーる岩見沢3階）
☎ 25-5540



検査費用を含む新型コロナウイルス感染症の医療費は自己負担が生じます

5類感染症への移行に伴う変更点

	5月7日まで	5月8日から
発熱などの症状があるとき	健康相談センターに相談	継続
療養中の相談先	陽性者登録センター (無料キット申込)	終了
療養期間	陽性者健康サポートセンター	健康相談センター
検査・医療費	7日間かつ症状軽快後 24時間経過	5日間かつ症状軽快後 24時間経過
	無料	自己負担あり

こんなときは？

家族や身近な人が感染したとき

濃厚接触者としての特定や行動制限はなくなります。体調に注意し、職場などの規定に従ってください。また、体調不良時に備え、検査キットや解熱鎮痛剤、日持ちする食品などを用意しておきましょう。

症状はないが、検査を受けたいとき

検査キット取り扱い薬局で検査キットを購入して検査できます。検査キット取り扱い薬局は北海道ホームページで確認してください。



検査キット取り扱い薬局一覧

これまで北海道が実施してきた次の取り組みは終了しています

- 保健所などによる健康観察
- 自宅療養セット（食品および日用品）配布
- パルスオキシメーター貸出
- 宿泊療養施設
- 無料検査事業
- 自宅療養証明書の発行

基本的な感染対策は個人や事業者の判断が基本となります

引き続き、手洗いなどの手指衛生や換気、高齢者など重症化リスクの高い方は流行期に混雑した場所を避けることなどが感染対策として有効です。入場時の検温や入口での消毒液の設置、アクリル板などパーティションの設置は効果などを踏まえた事業者の判断となります。



引き続き有効

事業者の判断

子育て世帯生活支援特別給付金

対象	申請不要	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 ● 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方
	申請必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金などを受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されないひとり親の方 ● 食費などの物価高騰の影響を受けて直近の家計が急変し、児童扶養手当受給水準まで収入が減少したひとり親の方 ● 令和5年3月31日時点で18歳未満の子ども（障がいのある子どもについては20歳未満）の養育者で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度の住民税均等割が非課税 ○ 物価高騰の影響で家計が急変し、令和5年1月以降の収入が住民税均等割が非課税の方と同じ水準となった <p>※令和5年4月から令和6年2月末までに生まれた子どもも対象。</p>
支給額	子ども1人あたり5万円	
申請方法	令和6年2月29日(木)までに、福祉課で配布または市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し郵送または持参（郵送の場合、令和6年2月29日(木)消印有効）。ただし、令和6年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定もしくは額の改定の認定の請求をした方は令和6年3月15日(金)まで	
申請・問合先	〒068-8686 岩見沢市場が丘1丁目1番1号 福祉課児童福祉係 ☎ 35-4118	



ID: 9502